

旧板倉町資源化センター用地及び施設の売却に 係る公募型プロポーザル実施要項

令和 8 年 1 0 月
群馬県板倉町

目次

- 1 趣旨
- 2 売却物件の概要
- 3 応募者の資格要件
- 4 応募の手続き
- 5 応募者の審査及び交渉権者の選定
- 6 契約締結に関する事項
- 7 全体スケジュール
- 8 問い合わせ先

1 趣旨

旧板倉町資源化センターについては、平成9年3月に完成後、ごみの固形燃料化、堆肥化施設として稼働しておりました。

平成19年8月に館林市、板倉町、明和町の1市2町で一般廃棄物処理広域化実施計画を作成し、平成22年6月には可燃ごみ処理施設を館林市に、リサイクルセンターを板倉町に、最終処分場を明和町に設置することが決定されました。

平成29年4月に館林クリーンセンターにて可燃ごみの処理を開始したことから、平成30年3月31日をもって旧板倉町資源化センターはごみ処理施設としては廃止しております。

このような状況のなか、板倉町では旧板倉町資源化センター用地及び施設（以下、「本物件」という。）について有効活用を検討した結果、このたび町の活性化を実現させるため、本物件を民間事業者へ売却することといたしました。

なお売却に当たっては、本物件がごみ処理施設として使用されていたことを鑑み、取得後にごみ処理を中心として事業を実施する事業者からの提案価格と事業提案を募集し、これらを総合的に審査し、最も優れた応募者を優先交渉権者として決定する公募型プロポーザルにより選定いたします。

2 売却物件の概要

(1) 土地 所在地 板倉町大字板倉3426番地

敷地面積 18,639㎡

地目 宅地

市街化調整区域であり、都市計画によりその他の処理施設（ごみ処理場等）の決定を受けています。

(2) 建物 竣工年月 平成9年3月

構造種別 鉄骨造（準耐火建築物（ロ））

主たる施設

①工場棟（2階建て）	建築面積	2,807㎡
②管理棟（1階建て）	建築面積	447㎡
③ストックヤード棟（1階建て）1	建築面積	144㎡
④ストックヤード棟（1階建て）2	建築面積	162㎡
⑤ボイラー／保管庫棟（1階建て）	建築面積	372㎡

(3) 物件に関する特記事項

土地、建物及び建物内の機械設備、備品並びに工作物、立木及び埋設物等、敷地内にあるものを現状有姿のまま引き渡します。また、引渡し時に建物内にある備品等については、購入者に無償で譲渡します。なお不要な備品等については、購入者が処分または売却することとし、その処分に係る費用または売却により生じた利益は、購入者に帰属することとします。

建物内については、電線の盗難により通電していない箇所があるほか、高圧受電設備はありますが通電をしていないため、修繕等が必要な場合があります。事業を実施する上で必要な修繕等は購入者の負担で行ってください。

建物は全て未登記です。必要に応じた手続きを購入者の負担で行ってください。

事業内容に応じて関連する法令等を遵守するとともに、許認可等に関して必要な事項については、応募者の責任において関係機関に確認してください。

3 応募者の資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす事業者とします。なお、複数の法人により構成されるグループでの応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 令和8・9年度板倉町入札参加資格者名簿の登載が館林市、邑楽郡内のいずれかの本店又は支店、営業所であり、営業品目に廃棄物処理が含まれている者
- (3) 板倉町競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成22年板倉町告示第71号)による指名停止措置又は板倉町暴力団排除条例(平成24年板倉町条例第16号)第6条第1項の規定に基づく措置を受けていない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続きの開始申し立てがなされていない者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続き開始の申し立てがなされていない者

ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (5) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がない者

4 応募の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加するには、以下のとおり、必要書類を提出してください。証明書類については、発行日から3か月以内のものとしてください。

- ①プロポーザル応募申込書（様式第1号）
- ②購入価格提案書（様式第2号）
- ③事業提案書（様式第3号。補足のための追加資料を提出することを可とします。）

追加資料を提出する場合、10部提出してください。)

- ④事業者の登記事項証明書
⑤決算報告書（直近3年分）
⑥国税、都道府県税、市町村税の納税証明書

(2) 書類の提出期限等

- ①提出期限 プロポーザル応募申込書 令和8年11月13日（金） 午後5時まで
それ以外の提出書類 令和8年11月30日（月） 午後5時まで

プロポーザル応募申込書提出後に応募を辞退する場合は、プロポーザル応募
申込辞退届（任意様式）を提出してください。

- ②提出先 板倉町役場企画財政課施設管理係
- ③提出方法 事前に電話連絡のうえ、持参してください。
電話番号 0276-82-6126

5 応募者の審査及び交渉権者の選定

(1) 審査委員会の設置

- ①審査は旧板倉町資源化センター用地及び施設の売却に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。
- ②議事内容は非公開とします。

(2) 审查

町が設定する最低売却価格

土地 223,668,000 円 建物 5,387,000 円 合計 229,055,000 円

を上回る価格を提案した応募者の事業提案を審査することとし、応募者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行います。審査日時は、12月上旬を予定しており応募者に改めて通知します。

①提案価格・・・購入価格提案書の金額により採点します。

契約の際は、提案価格を売買価格とします。建物については、法令に基づく消費税および地方消費税相当額を加算します。なお、この価格は、土地及び建物の評価額となるものではありません。

②提案事業・・・事業提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により、審査委員会で審査します。

※審査委員会にて行われる審査は、事業提案等の内容を審査することを目的とし、法令等に基づく許認可等の可否について審査を行うものではありません。また、審査は、事業の許認可等を保証するものではありません。

(3) 応募者の失格

次の事項に該当していることが判明した場合、その時点でその応募者を失格とします。

- ①本要項に定める事項に反したとき
- ②提出書類に不備、又は明らかに虚偽又は法令違反の記載があったとき
- ③審査の公平性に影響を与える行為を行ったとき
- ④その他事業の遂行にふさわしくないと認められたとき

(4) 選定

審査委員会の審査により、提案価格、提案事業の評価点の合計が満点の5割を超えた応募者を選定対象とし、そのうちで評価点の合計が最も高い応募者を最優秀者、次に高い応募者を次点者とし、最優秀者を優先交渉権者とし、最優秀者が契約に至らなかった場合に、次点者に交渉権を移します。

応募者が1者であっても、選定対象とならなかった場合は最優秀者にはいたしません。

選定結果は、応募者に対し文書で通知します。

6 契約締結に関する事項

売買契約は、町と交渉権者との間で協議を行い、合意後に板倉町議会での承認議決を前提とした仮契約を締結した後、議会での承認を得た上で正式な売買契約に移行いたします。契約時には、以下の条件を設定いたします。

- ①本物件について、引渡しの日から10年間は第三者への譲渡又は賃貸を行ってはならない。ただし事業計画の履行に支障がないと町が特に認めた場合は、この限りではない。
- ②契約の締結から引渡しまでの間において、本物件が町の責めに帰することができない事由により滅失、毀損等をした場合であっても代金の返還及び減免は請求できない。

なお土地の所有権移転の登記は、町が登記の嘱託を行いますが、必要な登録免許税は、購入者の負担とします。

7 全体スケジュール

- | | |
|----------------------|---|
| ①実施要項の公表 | 令和8年10月28日（水） |
| ②現地見学 | 令和8年11月25日（水）まで
見学を希望するかたは、事前に問い合わせ先までご連絡ください。
日程調整を行います。 |
| ③プロポーザル応募
申込書提出期限 | 令和8年11月13日（金） 午後5時まで |
| ④応募申込書以外の
書類提出期限 | 令和8年11月30日（月） 午後5時まで |
| ⑤審査 | 令和8年12月上旬実施予定
詳細な日時は、応募者に別途通知します。 |
| ⑥選定結果通知 | 審査後10日以内に書面にて通知します。 |

8 問い合わせ先

〒374-0192 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1

板倉町役場 企画財政課 施設管理係

電話 0276-82-6126（直通） FAX 0276-82-1300

Email k-shisetsu@town.gunma-itakura.lg.jp